

住民基本台帳ネットワークシステム 8月5日スタート

21世紀における行政情報化の社会的基盤の確立を目指して

**本年8月5日、各種行政の基礎
となっている住民基本台帳の全国
ネットワークが稼働します。**

住民基本台帳ネットワークシステムは、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報により全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムで、電子政府・電子自治体を実現するための基盤となります。

今後、行政機関（国・地方公共団体など）では、住民の皆様からの各種の届出・申請などの際に、提出をお願いしていた住民票の写しの代わりに、ネットワークシステムから氏名、生年月日、性別、住所などの本人確認情報の提供を受けることが可能となります。

住民票コードは、ネットワークシステムからの情報を正確・迅速に取り出すために必要不可欠であり、8月5日以降、お住まいの市区町村から通知されることとなります。

通知された住民票コードは、今後、行政機関への届出・申請の際に求められることがありますので、大切に保管してください。

注）行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムを利用する時期は、申請・届出の種類によって異なります。また、住民票の写しや市区町村長の証明書などは不要となっても、他の添付書類で引き続き必要なものもあります。詳しくは、申請・届出の手続を行う窓口にお問い合わせください。

住民票コードについて

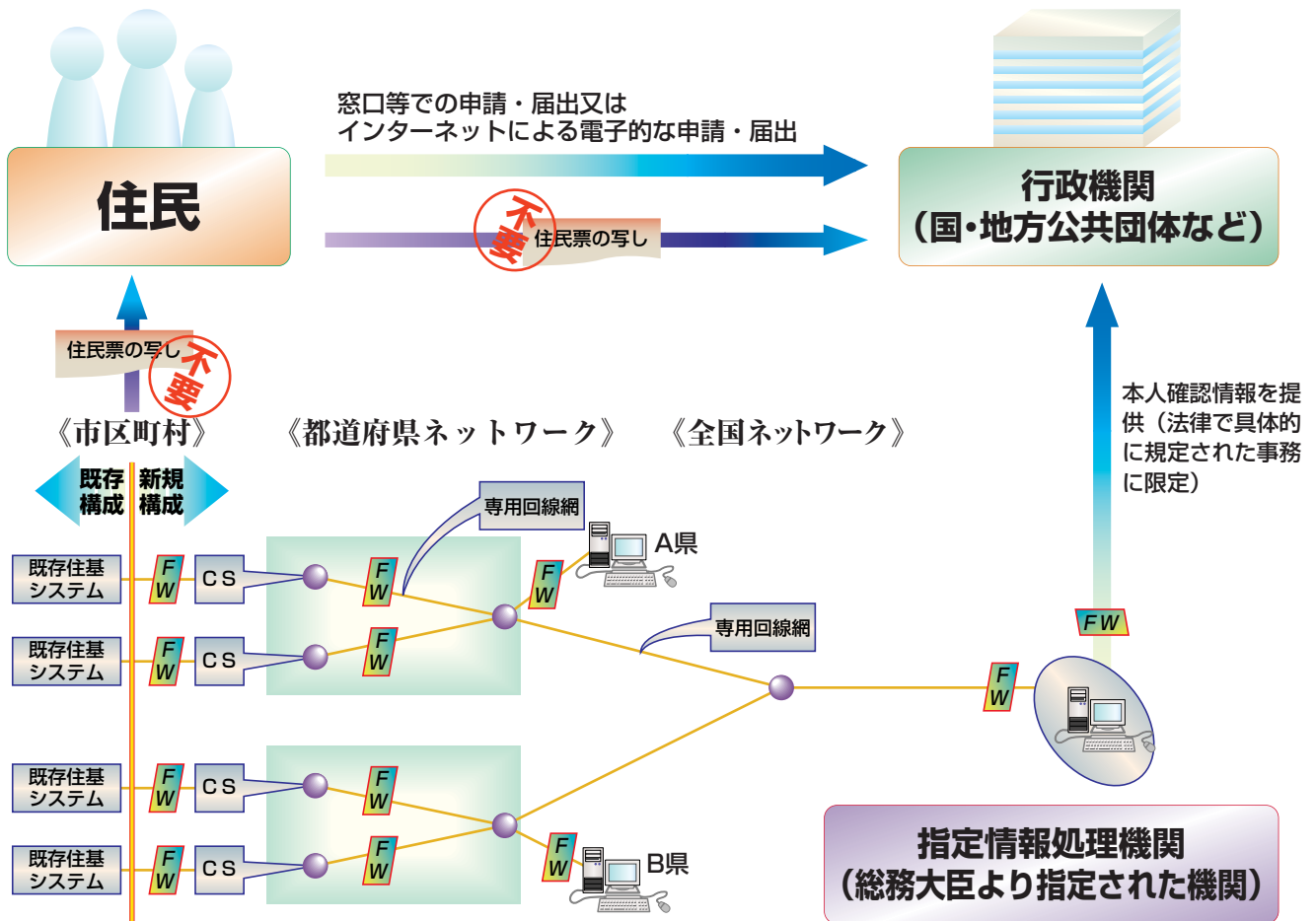
- ・平成14年8月5日以降、個人ごとの住民票に新たに住民票コードが記載されます。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ提供する本人確認情報は、法律により4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報に限定され、また、行政機関の利用できる事務についても、法律で具体的に規定されています。
- ・住民票コードを民間が使用することは、法律で禁止されています。
- ・住民票コードは、市区町村へ申し出ることにより変更できます。

住民基本台帳ネットワークシステムの構築により、住民の皆様にも行政にも大きなメリットが生まれます。

ネットワークの概要

市区町村が行う各種行政の基礎である住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報により全国共通の本人確認を行うための地方公共団体共同のシステムです。

住民負担の軽減とサービスの向上
国・地方公共団体を通じた行政改革



※ CS（コミュニケーションサーバ）：各市区町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータ（既存住基システム）と住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ

※ FW（ファイアウォール）：不正侵入を防止する装置

本年8月5日からスタートの第1次サービス

- ◆市区町村ごとに保有している住民票情報のうち本人確認情報（4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報）を行政機関へ提供します。

行政機関へ申請・届出を行う際、住民票の写しの添付の省略が可能となります。

申請・届出を行う場合に、多くの手続で住民票の写しなどが求められます。

住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関へ本人確認情報を提供することにより、住民票の写しを取りに行ったり、証明を受けに行く負担が軽くなります。

また、行政側でも、常に最新で正確な居住情報、生存情報などを確認することが可能となり、年金の過払い防止など、公平で効率的な行政を行うことができます。

「電子政府・電子自治体」の基盤となります。

平成13年3月に策定された「e-Japan重点計画」などにより、住民等が行う行政機関への申請・届出のほぼ全てを平成15年度までにインターネットにより行うことができるようにすることとされています。

住民基本台帳ネットワークシステムは、常に最新で正確な本人確認情報を提供できるシステムとして、これら申請・届出のオンライン化に当たっては、必要不可欠な基盤となってきます。

平成15年8月からスタート予定の第2次サービス

- ◆住民基本台帳事務の効率化を図ります。

住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられます。

現在、住民票の写しの交付は、今住んでいる市区町村や限られた市区町村間のみで、受けることができます。

今後は、本人や世帯の住民票の写しの交付が住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国どこの市区町村でも可能となります。

注）この場合の住民票の写しについては、戸籍筆頭者の氏名、本籍地の記載はありません。

引越の場合の手続が簡略化されます。

他の市区町村へ引っ越す場合には、現在、住んでいる市区町村へ転出届を行い転出証明書の交付を受けた後、転入市区町村で転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、転出証明書の交付を受ける必要がなく、転入市区町村で必要な住民票情報は、ネットワークを通じて転送されます。

注）一定の事項を記入した転出届を郵送で行う必要があります。

- ◆住民基本台帳カードにより各種のサービスを受けることが可能となります。

住民基本台帳カードは、セキュリティ上極めて安全なICカードを用いることとしており、希望により市区町村長から交付されます。

住民基本台帳ネットワークシステムでの利用ができます。

住民基本台帳カードを持つことにより、引越の場合の手続の簡略化が可能となります。

他の市区町村で住民票の写しの交付を受ける場合や行政機関などに申請・届出を行う場合、住民基本台帳カードにより確実な本人確認ができるため、迅速な手続が可能となります。

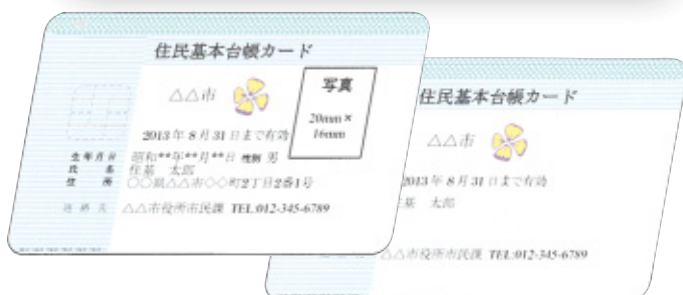
写真付を希望した場合は証明書として活用できます。

住民基本台帳カードは、写真付と、写真なしの2種類が予定されており、いずれかを選択できます。写真付は、個人の証明書としても利用できます。

市区町村独自のサービスを受けることができます。

住民基本台帳カードの空きメモリを利用して、各種の行政サービスを受けることが可能となります。なお、この場合、市区町村の条例で利用目的を具体的に定める必要があります。

例：福祉カード、図書カード、施設利用カード等



住民基本台帳ネットワークシステムは、万全の個人情報保護対策を行っています。

◆制度（法令）面から万全の対策を講じています。

- ①住民基本台帳ネットワークシステムで保有する本人確認情報は、法律により「氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・これらの変更情報」に限定されています。
- ②住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を行う行政機関や利用事務については、法律で具体的に規定されており、目的外の利用は禁止されています。
- ③民間部門の住民票コードの利用を禁止しています。
- ④関係職員等に対する「安全確保措置」及び「秘密保持」を義務付けています。なお、関係職員が秘密を漏らした場合は、通常より重い罰則規定が適用されます。
- ⑤指定情報処理機関は、毎年、行政機関への本人確認情報の提供状況を公表することとなっています。
- ⑥自分の本人確認情報については、開示の請求をしたり、訂正などの申し出を行うことができます。

◆技術面から万全の対策を講じています。

- ①外部ネットワークからの不正侵入、情報の漏えいを防止します。
 - ・安全性の高い専用回線でネットワークを構築
 - ・通信データの暗号化
 - ・ネットワークへの不正アクセスを防止するためファイアウォール・IDS（侵入検知装置）の設置
 - ・通信相手となるコンピュータとの相互認証
- ②システム操作者の目的外利用を防ぎます。
 - ・操作者用ICカードやパスワードなどによる厳重な確認
 - ・ネットワークに蓄積されているデータへの接続制限
 - ・不審な操作パターンの常時監視
 - ・データ通信の履歴管理及び操作者の履歴管理
 - ・ログ（使用記録）の取得及び定期的監査

◆情報漏えいを防止するため、運用面からも万全の対策を講じることとしています。

- ①指定情報処理機関において「本人確認情報保護委員会」を設置し、本人確認情報の保護に関する事項を調査・審議し、必要に応じ意見を指定情報処理機関に述べるができるシステムをつくります。
また、都道府県においても同様の本人確認情報の保護に関する審議会をつくります。
- ②市町村、都道府県及び指定情報処理機関において住民基本台帳ネットワークシステムに関する苦情を適切かつ迅速に処理いたします。
- ③緊急時対応計画を策定し、不測の事態にも迅速に対応できるようにします。